

# 住宅地等ではなるべく 除草剤や農薬の使用を 控えましょう

住宅地等（学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹、住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む））において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害を生じないよう十分な配慮が必要です。

## 市民の皆様へのお願い

- 病害虫や雑草を早めに見つけて、早期に防除しましょう。
- 機械除草や輪作など農薬以外の方法で防除しましょう。
- 定期的な散布をやめ、病害虫や雑草の発生に合わせて最小限の量を散布しましょう。

## 住宅地等でやむなく農薬を使うときの注意事項

- 事前に周辺の方にお知らせしましょう。
  - ・事前に周辺住民等に対して、農薬使用の目的、日時、農薬の種類、農薬使用者等の連絡先を周知しましょう。
- 飛散防止対策をしましょう。
  - ・風の弱い時間帯、近隣に影響の少ない風向きの時に散布しましょう。
  - ・粒剤等の飛散しにくい農薬を使いましょう。
  - ・飛散低減ノズルを使いましょう。
- 散布区域に人が入らないようにしましょう
  - ・学校周辺や通学路で散布するときは、通学時間帯（7：30～8：30、15：00～18：00）を避けましょう。
  - ・看板による表示やコーン等で散布場所を明示し、散布区域に気付かず人が立ち入らないようにしましょう
- ラベルの使用方法を守りましょう。
  - ・農薬ラベルに記載された使用方法・注意事項を守りましょう。
  - ・農薬の使用記録をつけましょう。

【問合せ先】 つくば市生活環境部環境保全課 TEL：029-883-1111(代表)